

場 順一
所 役 者 田
行 町 任 深
路 垣 責 長
岡 垣 町 長



国土調査基準点 測量終る

このたび、岡垣町と建設省国土地理院により、町の開発行為の基礎及び、国土調査の基準点となる四等三角点の測量を七月八月の二ヶ月にわたり実施しました。

この基準点(山の頂上等に四角のヤグラを組んでいます)は、地球上での位置を示すもので緯度、標高等もわかります。

今後の岡垣町の測量の基準点と

して永久に使用するものであり、移転又は破損等にご注意されたい方は、役場企画課に御連絡をお願いいたします。なお設置にあたり、土地関係者の方々には御迷惑をおかけしましたが、無事設置を終りましたので紙上をかりお礼を申し上げます。

● 基準点設置場所は次のとおりです。

● 二等三角点

- 戸田山 岡垣町戸切戸田山、山頂
- 黒山 黒山字浜山一六三

- 六番 湯川山山頂
- 諸見谷
- 三等三角点 波津字礎辺
- 波津
- 城山 城山山頂
- 大谷 戸切字中野
- 寺山 高倉字関前
- 孔大寺 孔大寺山山頂
- 四等三角点
- 高倉 野間字尾高原
- 海老津 上海老津金比羅山
- 浦ヶ谷 上畑字浦ヶ谷
- 片山 新松原片山山頂
- 岡城 吉木岡城跡山頂
- 安の倉 戸切解原
- 一の瀬 高倉一の瀬
- 野間 黒山字高尾
- 湯川 波津字黒崎
- 仕玉堂 吉木字浜山二、二〇九
- 山田 山田字山ノ後
- 大山口 上高倉大山口
- 垂見峠 内浦字古杉
- 内浦校 内浦小学校屋上

本年度国土調査 地区委員決る

昭和四十六年度国土調査地区の実施委員が決まりました。土地の境界やいろいろな問題がありまして、地区実施委員の方に相談して下さい。

又測量が容易に出来るように、各人の境界を明確にしておいて下さい(特に山林の境界は二米程切り開いて下さい)

新しい町づくりの基礎となる国土調査でありますから皆さんの御協力をお願いします。

元松原地区委員
委員長衣笠源吾、委員廣渡松雄、廣渡孝之、廣渡利秋、廣渡和生、

吉田芳正、的野幹
吉木地区委員
委員長村上武、委員麻生利彦、太田晃、入江守夫、戒能太郎、川原清彦、長谷川勝、吉田藤一郎

企画振興課

福岡県公害防止条例施行 に伴う特定施設の届出

本年3月6日改正された福岡県公害防止条例が9月4日から施行されたため、下記の施設を設置している工場、事業場は本年10月3日まで公害防止の方法等について知事に届出なければならぬこととなりました。10月3日まで提出されていない事業者は、早急に提出されるようお願いいたします。

尚新たに下記の施設を設置する場合は設置届を、又使用を変更する場合は変更届を30日以内に知事に届出なければなりません。書類の様式及び提出部数については遠賀保険所に問合せ下さい。

1、ばい煙を発生する施設	記	規模又は能力
● 施設	ボイラー (全風風ボイラー)	伝熱面積5㎡以上10㎡未満
2、汚水を排出する施設		規模又は能力
● 施設	規模又は能力	規模又は能力
● 施設	生後2ヶ月以上の豚を常時50頭以上飼養するもの	大学の化学実験室
● 施設	ごみ処理施設	理学工学農学歯学薬学及び家庭の化学実験室
3、騒音を発生する施設		規模又は能力
● 施設	規模又は能力	規模又は能力
● 施設	洗濯機	原動機を用いるものに限る
● 施設	ドラム缶	重油バー
● 施設	電気炉	重油の使用量か1時間05リットル以上のものに限る
● 施設	ロータリ	変圧器の定格容量か千キロボルトアンペア以上のものに限る

4、騒音規制基準

区域の区分	午前8時から午後7時まで		午前6時から午後8時まで及び午後7時から午後11時		午後11時から翌日の午前6時まで	
	第一種区域	50ホン(A)以下	45ホン(A)以下	45ホン(A)以下	45ホン(A)以下	45ホン(A)以下
第二種区域	60ホン(A)以下	50ホン(A)以下	50ホン(A)以下	50ホン(A)以下	50ホン(A)以下	50ホン(A)以下
第三種区域	65ホン(A)以下	65ホン(A)以下	65ホン(A)以下	65ホン(A)以下	65ホン(A)以下	65ホン(A)以下
第四種区域	70ホン(A)以下	70ホン(A)以下	70ホン(A)以下	70ホン(A)以下	70ホン(A)以下	70ホン(A)以下

(注) 福岡県公害防止条例第28条
 前この届出を怠ると次の罰則が適用されます。
 届出をせず、又は虚偽の届出をしたものは3ヶ月以下の懲役又は罰金に処する。

**公害防止管理者
等 国家試験**

このたび「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」が制定されたのに伴い、昭和四十七年九月十日からは、公害発生施設を設置する特定の工場の事業者に対して、公害防止組織の設置が義務付けられることになりました。その中で重要な役割を担う公害防止主任管理者および公害防止管理者には、法に定められた特別の資格を取得した者でなければならぬことができません。このたび実施される国家試験は、合格者に対してその資格を賦与することを目的とするものです。
 受験日は昭和四十六年十二月五日(日)におこなわれます。くわしいことは、岡垣町役場内企画振興課までおいで下さい。

“非行の芽”

「親と子がなんでも話せるよい家庭」夏休み中の不規則な生活や休み中に親しくなった悪友の形骸などから、就学をきららい非行に走る少年が多くなるのもこれからです。少年が非行化する前には、次のようなことが目につくので、気がついたらすぐ家族みんなで話し合い非行の芽を早くつみとるようにしましょう。
 (一)夜おそくまであるくくせがつき外出先をいなくなったり、無断外出が多くなる。
 (二)外出から帰っても家族の視線をさげ部屋にとじこもったり、自分の行動を話そうとしない。
 (三)夏休み前に比べて服装が派手になったり、勉強にみがいらないようになり落ちつきがなくなる。
 (四)わいせつな本や写真などもも

**性犯罪防止の
心がまえ**

つていたりする。
 (向家の裏口や物かげから口笛で合図して誘うような友達ができる。)

○見知らぬ男から誘われてもハッキリ断わり、つけいるスキを与えない。
 ○夜道はできるだけ明るい人通りの多い道を選び、やむをえず暗い道を通らなければならぬときはタクシーを利用するか家人に連絡して迎えをうける。
 ○知らぬ人の「見せよう」「あげよう」「おごろう」などの甘いことばにだまされない。
 ○万一の用心に「一〇番ブザー」などの防犯器具を携帯する。(注一)
 一〇番ブザーは夜間一〇〇メートル四方で高音で聞こえ、各警察署内の防犯協会で贈呈しております(価格一個280円)
 ○不審者がうろついているのを見かけたときはすみやかに人相・着衣・車両番号・色・型式などを一〇番で警察へ通報する。

**秋の交通安全
福岡県民運動**

昭和四十六年秋の交通安全福岡県民運動がつぎのとおり実施されますので、この期間中、歩行者、

運転者、運転者の雇主等の皆さんは次の事項に気をつけて参加して下さい。
 1、期間九月二十七日(月)から十月六日(火)まで十日間
 2、重点目標
 (1)、歩行者事故とくにこどもと老人の事故防止
 (2)、飲酒運転の絶滅
 3、主唱
 交通部

「まだ渡れる」は「もう危ない」
 「ヒヤーツとしたあの一瞬忘れるな」
 4、交通安全の心得
 「歩行者について」
 1、道路を横断するときは道回りでも信号機、横断歩道、横断歩道橋などを利用すること。
 2、斜め横断しない
 3、老人、子供の安全誘導に努める。
 「自転車乗用者」
 1、自転車は身体に合ったものを選び
 2、二人乗りをしない
 3、左右折等の合図を励行する
 4、左側端の列進行する。
 「車両運転者」
 1、酒をのんだら絶対に運転しない
 2、横断歩道における一時停止の動作など歩行者保護のルールを厳守する
 3、スピードの出し過ぎ、無理な追越し、割込みは絶対にしない
 4、自動二輪車、原動機付自転車に乗るときは、必ずヘルメットを着用する
 「雇用主、事業主等」
 1、運行管理、安全運転管理体制を確立して、事故防止につとめる
 2、仕事点検、定期点検を実施し、整備不良車、措置不良車の運転をさせない
 「家庭の主婦など」
 1、家族が家を出るときには、正しい歩行、車に注意、また、車を運転するものには安全運転、酒をのまないよう「愛の一言」をかける
 2、幼児の一人歩き、道路へのはび出し、路上遊びをさせない
 3、「のんだら」のなるならのむな」を徹底する
 以上のことから実行しながら交通安全に努めましょう
 折尾警察署 岡垣町
 岡垣町交通安全 推進協議会
 十月二日は「こどもを交通事故から守る日」
 交通安全はわたしたちの願いであり義務である
 県民総ぐるみでこどもを交通事故から守ろう

町内をきれいに しましよ

環境のよい住みよい町にするには七月発行の町報にも掲載致しておりましたが今だに町内の道路端又は河川敷内にごみが捨て、あるのを見受けますが今後絶対に捨てないように住民の皆様のご協力をお願いいたします。町内はきれいな町になりますので特に御協力をお願い致します。

尚又し尿の汲取りをして貰ってある方にお願ひですがし尿処理場では七月八月と投入量が増加の一途をたどり処理能力以上に投入され措置に困っておりますので便槽には必要以上の水は出来得る限り入れないように御協力をお願い致します。

海外移住への 知識を深めよう

―移住できる国

世界どこへでも移住できるわけではありません。現在、日本人移住者を受け入れている国は、(1)ブラジル国 (2)アルゼンチン国 (3)パラグアイ国 (4)ボリビア国 (5)カナダ国 (6)アメリカ合衆国の六ヶ国です。それぞれの受け入れ国によって移住者としての資格、条件が違いますので、市町村役場、県の海外移住相談所(各地区

の県立農林事務所)、または福岡県総務部海外移住課(福岡市天神一の一、TEL七四一三二二六) 海外移住事業福岡県事務所(福岡市天神一の一、県庁海外移住課内、TEL七四一八八五三)にご相談ください。なお、この六ヶ国のほか、その他の国へも僅かですが、近親呼寄せの形式で移住が認められています。

※これからは毎号この欄を設けたいと思っております。僅かな文面ですけれど皆様方の海外移住に対する知識がひろがれば、と思うと同時に、皆様方の海外への移住が積極的に行なわれることを期待いたします。(なお、次号は海外移住の形態を掲載いたします。)

産 業 課

昭和四十六年度後 期技能検定および 技能五輪福岡県大会 受検案内

技能検定受検資格
○一級技能検定……実務経験十五年以上の者
○二級技能検定……実務経験七年以上の者
技能五輪参加資格
昭和二十七年一月一日から昭和二十八年十二月三十一日間に出生した者受検、五輪参加申請受付

○十月一日～十月十五日。
※受検申請書、技能五輪参加申込書請求及び受検、参加についての問い合わせ先
福岡市天神二丁目一番一号福岡県労働職業訓練課別室(TEL78・1111内線583)

論文・作文募集

【主催】 青少年育成国民会議
【後援】 総理府、新聞協会、放送協会

【応募資格】 作文は十六才未満
論文は十六才以上二十才未満
【主題】 作文「ここから良くしよう」 「私たちの遊び場」
論文「地域社会と連帯感」
【私と余暇】

締切日 昭和四十六年十一月三十日

【方法】 作品は、作文の部四百字
論原稿用紙五枚以内、論文の部は十枚以内、くわしくは公民館(TEL2・1211)にお尋ね下さい。

訓練生募集

▲募集人員 135名
▲訓練科目 洋服科20名(男女)
洋裁科25名(女) 軽印刷科25名(男女)
義肢科10名(男) 印章科15名(男女) 事務科20名(男女) 理科20名(男女)
▲入校資格
身体障害者で義務教育終了の者

全盲、ろうあ者でなく、医療管理および、介護を必要とせず、訓練に支障がないと認められる人であれば、応募出来ます。

△応募手続

「居住地の職業安定所に住所して指導をうけ、必要な書類を提出して下さい。」

▲入校願書の締切

○第一回 昭和46年12月15日(中学校・高校等新卒業者対象)
○第二回 昭和47年2月29日(第一回選考に応募しなかった者、及び一般)

▲連絡先

北九州市小倉区萩崎町2番一号
福岡身体障害者職業訓練校。
電話 2600 (庶務課) 番へ
2602 (訓練課)

廃品回収、不用品 即売会で カラー テレビ講入!!

山田小学校PTAベルマーク委員会は、四月より八月まで廃品回収及び家庭での不用品即売を実施して次のような成績を上げることができました。

- 廃品 回収 三〇、六三三円
- 不用品即売会 二二、五八五円
- また次のようなPTA会員よりの寄付を頂きました。
- 堤成基殿 四五、〇〇〇円
- 坂元勉殿 五、〇〇〇円

合計一〇三、二一八円也
以上の金額でカラーテレビ一台を購入し山田小学校に寄付いたしました。

囲碁大会

八月二十九日、原の妙見屋で公民館主催囲碁大会をする。その結果

- Aパート
優勝 二段 香 勝行 戸切
二位 一段 原田利矢 高塚
三位 初段 杉本清典 東松原
四位 初段 武内吉数 東松原
五位 三段 高原弘明 波津
- Bパート
優勝 六級 花田郁夫 海老津
二位 四級 市津 猛 原
三位 七級 吉田睦美 三吉園地
四位 四級 濱藤洋一 里ヶ丘
五位 五級 桑原正夫 東山田

時局講演会 予告

十月十二日 九時三十分より
吉木小学校講堂で、ドルシロック日中間等の時局講演会をします。中央婦人学級生及び一般の方も多勢参加下さい。
講師、毎日新聞講師班
金沢 勝先生



公民館建築始まる

八月九日指名競争入札の結果、中央公民館防音新築工事を鉄建建設株式会社が八三〇万円で、同冷暖房工事を三晃空調株式会社が一千万円で落札、すぐ契約し、既に建築にかかっているが、来年三月十五日には竣工の予定。

第一棟 (平方米)

第一集会室(和室) 一一〇

第二集会室(結婚式場) 三三三

第三集会室 七三

応接室 二二 湯沸室 四

事務室 三五 図書室 五〇

機械室 八二

第二棟

ロビー 七六

大集会室(講堂) 二六五

第三棟

事務実習室 二四 託児室 五二

第四集会室(和室) 三四

調理実習室 七八 管理人室五四

野外に

自転車置き場、倉庫、テニスコート

バレエコート、子供遊び場、駐車場等あり。

岡中運動場

よくなる

岡中中学校の運動場については、町当局及び町休協の御協力によりまして、整備されたことを感謝致します。



山に登ろう

十月十日は体育の日、特殊な技術も要らず、われわれの故郷である大自然の中で楽しく、しかも体力づくりにば抜群の山登りをしよう。

町に広い運動場施設のない現状から、中学校の運動場を、学校以外一般の団体に活用されることには、学校としても出来るだけ協力したいと思えます。然し学校教育に支障をきたしては困りますので、次の諸点は非御協力下さるよう御願いたします。

- ①、使用するときは必ず町教育委員会の許可を受けて下さい。
- ②、運動場には自動車、バイクを入れないで下さい。雨上りなど土の軟いときは立ち入らぬよう。
- ③、他の学校施設を無断使用しないよう。
- ④、少ない施設を有効に、気持よく活用していただくため是非御協力を願います。

岡中校長 田口岩助

う。年寄も子どもも、男も女も。

そして年寄は若さを、若い人は体力をとりかえよう。

集合、十月十日九時三十分、内浦バス停前、(海老津八時五十分の波津行バス乗車)

十時成田山、十一時湯川山頂上、

フォークダンス(誰でも一分で覚えらるる)、

昼食、合唱、スケッチ

(道具は公民館で用意する)

十四時下山、十四時三十分成田山から湯川まで林道を歩き、海岸で磯遊び、十六時三十分波津で解散

持参品

1、写真代、五十円(三枚)ないし百円

2、弁当、水筒、帰りのバス賃

3、履き物は、ズック、地下足袋登山靴で、ツツカケはだめ 公民館

体力づくり (9)

相撲

日本の国技といわれる独特な伝統的な力わざで、武術として発達し、次第にスポーツ化した。

競技規定

①、土俵の直径(内のみ)は四、五五米

②、力士は縮込(まわし)以外、身につけてはならない。(負傷者のほうた、たびは別)

③、競技者は向かい合い、六〇糎以上はなれて両手を地につける。

④、土俵内で足の裏以外の体の一部、土俵外の一部が土に先についた方が負

但し、相手の両足が土からはなれているとき、前進して先に土俵外に出ても勝

(送り足) 又相手の体が完全に重心を失った場合(死に体)、同体にあたれても、先に手をついても(かばい手)勝。

⑤禁じ手(反則)

にぎりこぶしでなぐる。髪を故意につかむ。目、みずおちなど急所をつく。両耳を同時に両手で張る。前立まわし(まわしの前後)

をつかむか、横から指を入れて引く、のどをつかむ。胸、腹をける。一指、二指を折り返すなどおかしな者は負。競技中前まわしが落ちた者も負。

日本人はすわる民族で、もともと足腰は強健な上に、その日本人が発達させた力技だから、その練習法は、特に足腰の鍛練に重点が



おかれる。 //しこ// (伸脚) は、この意味で重要な基本訓練とされ、柱を交互に突く鉄砲は、腕をきたえる。実際に相撲をとる(申し合い)のけいこのほか、けいこ合の相手の胸におつつかっはこるがる(ぶつかりげいこ)は//押し//出足、

「受け身」の強化に、重要なものとされている。

歴史

日本神話の國護の伝説で、天孫族、出雲族の代表建御雷神、建御名方神が、力くらべて外交交渉をされたのは相撲の原型と考えられ、日本書紀による垂仁天皇の代、野見宿弥と当麻蹶速(たいまのけはや)が天皇の前で相撲をとり、前者が後者をふみ殺したとあるのは、ルールのない荒つばい格闘だったと思われる。

奈良時代、聖武天皇は諸國の相撲人を集めて豊年祈願の催しをし(七二六年)、行事官に命じ、拳で突く、なぐる、足でけるの三つを禁じ手とした。これが相撲の競技化の第一革命。

鎌倉時代、相撲は武士の練武の基本として重視され奨励されたが、この頃までは土俵がなく、尻やひちをついても負けではなかった。室町の末期、土俵場が誕生した。これが第二革命といえる。

この頃、各地に職業力士団が生まれ、江戸時代にかけて社寺建築、道路補修などの資金募集勸進相撲が流行し、しだいに興行化した。江戸幕府は、最初は取り締まったが、安永二年(一七七三)興行制度を認め、江戸、大阪、京都で本場所が開かれ、三ヶ津の相撲として人気を高めた。

現状

大相撲は現在年六回、東京三回大阪、名古屋、福岡で、十五日間本場所が行われている。

力士の階級は横綱を最高位に、大関、関脇、小結を三役と称し、以下幕内、十両までの力士を関取とよぶ。

関の字は、平安時代最優秀力士を関所の長官に任命した故事に由来している。

さらに幕下、序二段、序ノ口と階級が分かれる。

力士は相撲協会運営に参加する元力士(年寄)の経営する部屋のいずれかに所属せねばならず、身長一七三糎、体重七五斤以上の基準に合格すれば協会に登録され、所属部屋に養成費が支給される。

公民館対抗相撲大会

十月九日午後二時から高倉神社土俵場で、公民館対抗相撲大会をします。小学生一名、中学生一名二十才未満一名、二十才以上二名で一チームをつくるが、一区何チーム出場してもよい。

体力づくり、根性づくりのため各区とも勝敗は度外視して参加下さい。

御挨拶

岡垣町体育協会長 伊藤良成

遠賀郡内各町体育協会々々長は、戸屋町を除いて従来各町の町長さんがなっておられました。この度

那内町長会の席上「社会教育の振興普及の中にしめる体育協会の役割を考えると、この際専任の会長を置くべきだ」との申し合せで夫々会長を辞任されました。この事により岡垣町体育協会でも去る七月二十二日後任会長の選出が行なわれ種々検討の結果、私がお引受けさせて頂くことになりました。今更申し上げるまでもなく非才そのもの、身ですが、皆様方の御支援御協力を賜わり大任を果させて頂きたいと念願致しております。何卒よろしくお願い申し上げます。

岡垣町体育協会は発足以来で二十年目を迎えて現在陸上、野球、卓球、柔道、剣道、相撲、弓道の七部を持ち活動しております。体育協会は任意団体ですが、町当局を始め皆様の深い御理解と御支援を頂き、前述のとおり人でいうなら成人になる事ができました。スポーツの必要性は私が改めて申しあげるまでもなく、皆様よく御存じの所と思いますが、国においてもスポーツ振興法を制定し、スポーツの普及推進を図っております。しかしながら指導者の養成ならびに施設の整備など、沢山の課題をかかえております。幸いに当町におきましては、前述の各部には夫々ベテランの指導者を得ることが出来ており、施設等も町教育委員会及び各学校御当局の御理解のもとに、一部制約はあるとしても学校

施設を解放して頂いております。町営の総合グラウンド、体育館の建設を関係の方面にお願いしておりますが、色々な事情で実現されてはおりませんが、皆様方の強い御協力を頂き、実現される様努力して参りたいと思っております。

一方体育協会も成人になった事を機として、部の新設等を始めとして強化発展を図って行き、スポーツを通じて皆様方の健康作りに一層お役に立てるものになりたいと考えておりますが、これまた皆様方の御理解御関心そして力強い御支援をお願い申し上げます。

体育協会の各部の役員世話人の方々は社会体育推進のため貴重な時間ををさいて、町内の体育行事に積極的に奉仕していただきます。

社会体育も従来の行事中心から日常生活への移行が取り上げられつつあります。つきましては町民体育祭を始めとする各行事について、その内容運営方法その他お気付きの点に関し、御要望御意見等をお聞かせ頂ければ大変幸せと存じます。



解説

社会体育と体協

人間は、知識の点からも性格の面からも——精神を練り鍛え高めなければならぬ。同時に生命を維持、拡充している肉体力を高めなければならぬのは理の当然である。

体育とは、身体による、身体の教育、または、運動を手段として行なわれる教育といわれ、社会体育とは、学校でされる体育活動を除いた、その他のすべての組織的な身体を運動を手段(手がかり、媒体)として行なわれる教育であ

るとされている。

東京教育大学の竹之下休蔵先生は社会体育を「社会の存続発展のために、社会がその福祉を増進する目的で、個人個人の健全な自発的活動を非営利的に援助し促進する活動」と定義し、体育を押し進めることは直接的にしろ間接的にしろ、社会の発展につながり、広義の教育になると述べている。

だからスポーツ振興法三条に因及び地方公共団体(市町村)は、スポーツの振興に因する施策の実施に当っては、国民の間において行なわれるスポーツに関する自発的な活動に協力しつつ、ひろく国民があらゆる機会とあらゆる場所において、自主的にその適性及び健康状態に応じて、スポーツをすることができるとする諸条件の整備に努めなければならない。と規定し、

憲法第二五条には、すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。と、社会教育法第二条第三条に公の責任を明記している。

その根本は、運動やスポーツは、人間誰でももっている欲求であると同時に、それは、社会の維持発展に切りはなすことのできない住民の、身体的、精神的、社会的発達に役立つからである。

ひるがえって体育協会について述べよう。

体育協会は 種目別スポーツ団体

種目別スポーツ団体、都、県、全国につながっている。

前述のように、町が行政としてやらねばならないことは山積している。が予算の関係で、組織、指導の面では、社会体育は任意団体である体協に、全部おんぶしているのが実情。

金銭の面でも御他聞にもれず、種々の会合や、各種の行事に出席し、日曜でも夜でも、実働して頂いても無報酬である。

好きな者が寄り寄り、推し進めた体協発足当時とは時代が変わっている。昭和二五、六年頃までは、牛馬がおり自転車の時代だった。当時までは多かれ少なかれ体を動かしていた。

が運動する機会が少なくなった今日では、スポーツは生活必需品である。それを推進する体協の役員報酬が零ということは、発表するにも気がひける。 長畑



内浦小学校沿革

明治七年三月に内浦字高入(現在地)に創立し、下級小学校教育を始める。通学区域は手野、内浦、原

▲ 明治十三年十二月改正教育令

の発布で、初等小学校程度に変える

▲ 明治十九年四月小学校令が發布され、小学簡易科に指定されたが、通学区民の請願により尋常小学校に改定される。

▲ 明治二十二年児童増加のため内浦字名切(樋口雷太郎氏宅横)に校舎を新築し、九月に移転。

▲ 明治三十三年十一月二日教育勅語の謄本を拝受

▲ 明治三十四年波津小学簡易科廃止に伴い、通学区に波津を加える

▲ 明治三十五年四月、児童増加により教室狭く、内浦の集会所を一教室に充てる。

▲ 明治三十六年十二月、内浦字高入及び原字田ノ草に校舎新築起工、明治三十七年四月十五日から始業

▲ 明治四十年三月二十日小学校令の改正で、修業年限六年制になる。

▲ 明治四十二年四月一日第五学年加設のため狭く、若宮神社に一学級収容。

▲ 明治四十四年四月、校舎せまく六学年を吉木に移す

▲ 明治四十四年三月増築、四月六学級編成にする。

▲ 大正十二年六月裁縫室を増築

▲ 昭和十一年六月講堂新築落成

▲ 昭和十六年四月一日内浦国民学校と改称

▲ 昭和十八年奉安殿建設

▲ 昭和三十三年十二月二十日防音

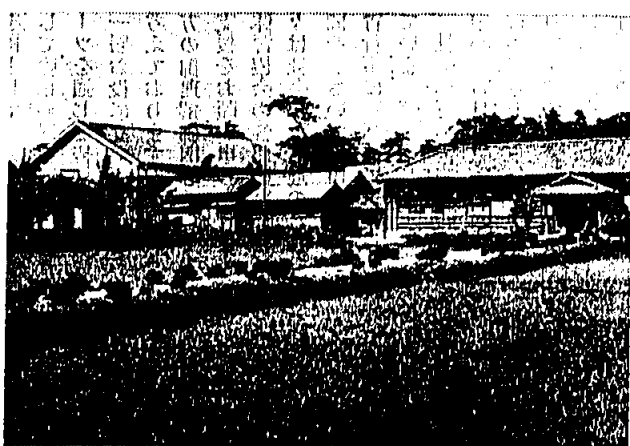
施設新校舎落成

▲ 昭和三十四年一月給食室落成
全給食実施昭和四十年三月三十一日
防音鉄筋校舎落成

▲ 昭和四十二年七月前庭造園完成

歴代校長

明治 七、三 大西 泰
九、一 松尾 栄
三四、一〇 木原友吉



青年水泳大会

八月八日、午前九時より吉木小プールで、第一回青年水泳大会を行なう

二五米自由型
Aパート
一位 刀根一臣 一六秒
二位 入江日出男 一七秒
Bパート
一位 川原正義 一五秒二
二位 石田親一 一五秒八
五十米平泳
一位 刀根一臣 四六秒二
二位 宮内実生 四七秒
二百米リレー
一位 波津A 二分三三秒二
二位 波津B 二分四〇秒

- 三八、一〇 川原百之
- 四四、四 伊藤倭文雄
- 大正 七、七 刀根源太
- 二村喜社
- 宮内柳吉
- 中村邦平
- 梅 借義
- 早川藤九郎
- 昭和 六、二 梅 借義
- 七、三 早川藤九郎
- 二五五十米自由型
一位 石田晴久 五分一七秒
二位 門司柳義 六分二四秒五
- 浮板送り
一位 波津 二位 吉木
- 潜水競技
一位 川原正義 四〇米
- メドレーリレー
一位 波津A 二位 波津B
三位 梅塚

資料 内浦小学校提供